

令和8年度テレビ番組等を活用した石見銀山観光プロモーション業務 委託仕様書（提案競技用）

1. 委託業務名

令和8年度テレビ番組等を活用した石見銀山観光プロモーション業務

2. 目的

石見銀山が令和9年7月に発見500年及び世界遺産登録20周年を迎える機会を捉え、テレビ番組等を活用した県外向けの情報発信を通じて、石見銀山の歴史的・文化的価値や魅力の認知度向上及び関心の喚起を図るとともに、県外からの誘客促進につなげることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日～令和9年3月31日

4. 委託料上限

7,150千円（消費税及び地方消費税を含む）

5. プロモーションの概要

（1）メインターゲット

歴史、文化、旅行に関心の高い30代～60代の男女

（2）メインエリア

山陽圏及び関西圏

（3）プロモーションの実施時期

令和9年1月～令和9年3月中旬（予定）

6. 委託業務内容

（1）テレビ番組を活用したプロモーション

- ・既存の地上波テレビ番組（情報番組、旅番組、ドキュメンタリー番組等）の制作現場へのアプローチや企画持ち込み、およびロケ誘致（コーディネート）を行うことで、石見銀山を紹介する特集コーナーの露出を実現する提案を行うこと。
- ・メインターゲット層の興味、関心や旅行動機などを分析した上で、より効果的な露出時期や番組となるよう考慮すること。
- ・提案時には、誘致・タイアップを想定（または既に内諾・調整）している具体的な番組の名称、放送局、放送エリア、過去の同時時間帯の視聴率実績、および想定される露出時間と番組内での見せ方（企画案）を記載すること。
- ・本業務の委託料には、番組制作協力費、ロケハン・撮影に係る現地コーディネート費用、番組スタッフ・出演者の旅費交通費等のすべてを含むものとする。

- ・次表に示す条件を満たすテレビ番組を提案すること。

①露出時期	令和9年1月～3月中旬頃
②本数	2本以上 ※1本あたり10分以上の特集露出を確保すること ※山陽圏での放送を1本以上、関西圏での放送を1本以上とすること。(全国ネット2本以上も可)
③露出ポイント	以下内容を可能な範囲で取り入れ、本業務の目的達成に効果的な番組構成とすること。 ○石見銀山の歴史、価値の紹介 ・世界遺産登録に至った背景や評価された価値 ・石見銀山遺跡を構成する各エリアの特徴や見どころ ○石見銀山及び周辺エリアの観光情報の紹介 ・放送エリアから石見銀山周辺へのアクセス情報 ・大森地区の町並みや温泉津地区など、周辺エリアの観光スポット・体験コンテンツ・モデルコース ・石見銀山ワンコインガイド ・石見銀山カードコレクション ・石見銀山町歩き音声ガイド&ガイドマップ「絵巻でさんぽ」 ・その他、春以降の旅行需要を見据えた、来訪・周遊を促す情報

(2) ポスターの作成

「石見銀山発見 500 年・世界遺産登録 20 周年」を広く周知するためのポスターを制作し、県内の観光施設及び島根県県外事務所等へ送付すること。

①仕様・枚数

B2版 マットコート135K 300枚

②配送先

県内約80箇所（各1枚）、県外4箇所（各5枚程度）

※残数は島根県商工労働部観光振興課に納品すること

③デザイン等

- ・石見銀山の歴史的・文化的価値や魅力が伝わり、周年の認知度向上につながるデザインとすること。
- ・提案にあたっては、デザイン案及びデザイン意図を提示すること。
- ・制作したポスターのデザインデータを県に納品すること。

(3) 企画提案者独自の提案

- ・上記（1）テレビ番組を活用したプロモーションと連動し、本業務の目的である石見銀山及び周辺エリアの認知度向上および、県外からの誘客促進（来訪・宿泊・周遊）の双方を達成するための独自の企画を1つ以上提案すること。

- ・メインターゲット層の行動特性を踏まえ、情報発信にとどまらず、テレビ番組を通して高まった関心を島根への旅行意欲や来訪につながる企画とすること。
- ・提案に当たっては、企画内容、ターゲット、実施時期、実施方法及び期待される効果を具体的に示すとともに、企画の効果を測定するための成果指標（KPI）及び目標値を設定し、結果の検証・分析方法を示すこと。

7. 業務の経費配分

経費配分については、上記6（1）及び（3）で6,650千円程度、6（2）で500千円程度とするが、より効果的な提案がある場合は、若干の配分変更を行っても差し支えない。

8. 企画提案書の作成上の留意事項

- ・本事業の目的達成のため、適切な事業成果指標を設定し、施策の実施効果を検証・分析できる提案とすること。
- ・ターゲット層に効果的に訴求できる広告媒体や情報発信手段を活用し、石見銀山の認知度及び関心の向上並びに島根県への来訪意欲の喚起につながる提案とすること。

9. 県との調整

- （1）受託者は、受託後に、具体的な個別事業の内容、スケジュール、工程等を記載した「実施計画書」を作成すること。
- （2）受託者は、業務遂行にあたり、県と月1～2回程度の定期的な打ち合わせを行うとともに、打ち合わせ後は結果を記録にまとめ、速やかに県に提出すること。
- （3）受託者は、毎月の進捗状況を報告するほか、県から進捗状況の報告を求められた場合には速やかに対応すること。

10. 業務完了後の提出書類

業務完了後、10日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、業務完了報告書及び実施報告書を提出すること

11. 著作権等

この契約により作成された成果物にかかる著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。以下同じ。）そのほかの知的財産権は、受託者に帰属する。

ただし、委託業務の実施にあたり、委託者から提供を受けた委託者または第三者に著作権が帰属する著作物については、委託者または第三者に著作権が留保されるものとする。

また、受託者が作成した成果物について、委託者は受託者と合意した利用方法に従い使用することとし、受託者はその限りにおいて、著作者人格権を行使しないこととする。

12. 二次使用について

委託者が本業務において受託者が制作したコンテンツ（作成したデザインデータ等）を下記媒体において二次使用する場合は、あらかじめ受託者の承諾を得るものとする。なお、使用期間および媒体の詳細については、委託者と受託者とが協議の上決定する。

- ・観光誘客の目的で、委託者及び委託者が指定した第三者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ、その他委託者が目的達成に効果的と認める媒体

13. その他

- （１）この仕様書に定める業務に要する経費は、特に記載がない場合、すべて本業務委託料に含むものとする。
- （２）この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて、県と受託者が協議の上、定めるものとする。